

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を
踏まえた預金規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当金庫は金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年3月9日から下記のとおり預金規定を改定いたします。

本件に伴い、新規取引時に加え既にお取引をいただいているお客さまにおいても、お取引の目的やお客さまに関する情報等を再度確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

在留カードをお持ちのお客さまにおかれましては、在留期間・在留資格等を更新された場合は、新たな在留カードを確認させていただきます。

また、当金庫が求める確認や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合等は、お取引をお断りする場合や、お取引の全部又は一部を制限する場合があります。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 対象となる規定

流動性預金共通規定	普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）
総合口座取引規定	貯蓄預金規定
納税準備預金規定	各種定期預金共通規定
当座勘定規定（一般当座用）	当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定日

令和2年3月9日（月）

3. 改定内容

- (1) 流動性預金共通規定、各種定期預金共通規定、当座勘定規定（一般当座用及び専用約束手形口用）について、次の条項を新設いたします。

「取引の制限等」条項の新設（例：流動性預金共通規定（抜粋））
1 1.（取引の制限等）
(1) 当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。
(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全

部又は一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

- (2) 普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、当座勘定規定（一般当座用及び専用約束手形口用）について、次の条項を変更・追加いたします。

「解約等」条項の変更・追加（例：普通預金規定（抜粋））（下線部を追加します。）

5.（解約等）

(1) 省略

(2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② 流動性預金共通規定第8条（譲渡・質入れ等の禁止）第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項又は流動性預金共通規定第11条（取引の制限等）第1項、第2項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥ 流動性預金共通規定第11条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
- ⑦ 第1号～第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

以上